

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

世田谷区世田谷保健所長 あて

報告者 住所
報告義務者続柄
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、次のとおり報告します。

業態		
業務所	所在地	
	名称	
品名	数量	
報告の事由及びその事由の発生年月日		

（注意）

業務所欄には、業務廃止前のものを記載すること。